

## 令和7年度 中土佐町会計年度任用職員（学校用務員）登録者募集要項

令和7年4月1日以降に採用する会計年度任用職員（学校用務員）の登録者を次のとおり募集します。登録については、面接による選考のうえ決定し、本人宛に通知します。（登録後、会計年度任用職員を任用する必要が生じたときに雇用するものとします。必ずしも雇用をお約束できるものではありません。）

### ①登録応募受付期間

令和6年12月23日（月）～令和7年2月28日（金）	※④応募手続き参照
----------------------------	-----------

### ②登録職種、人員、応募資格等

職 種	学校用務員
人 員	1名
応募資格等	学校施設管理に知識経験を有する者
備 考	登録有効期限は、登録された日から令和8年3月31日までです。学生の方及び地方公務員法第16条で規定する欠格条項に該当する方は応募できません。

### ③勤務条件等

採用日	令和7年4月1日（火）以降
任 期	採用の日から同年度末日までの最長1年。ただし、勤務状況等により再度の任用あり。
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1号
勤務日	週5日（原則、月曜日～金曜日）国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで、学校夏季休暇中は休み（無給）。ただし、所属長の指示により有給出勤日あり。
勤務時間	週30時間、原則月曜日～金曜日の午前7時から午後5時のうち一日6時間
勤務場所	町内各小中学校（久礼小中学校、上ノ加江小中学校、大野見小中学校）
職務内容	各小中学校において、学校用務員業務に従事していただきます。
報酬単価	日額 5,976 円～6,141 円（報酬単価は中土佐町役場等での職務経験を加味して決定します。）
諸手当	通勤に係る費用は距離・通勤方法に応じて支給されます。期末勤勉手当は、支給条件に応じて支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（一年目最高10日）が付与されます。ただし、年度途中に採用された場合は、採用された月によって日数が異なります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	町の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。（サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など）

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給日：毎月 15 日（ただし、前月末までの出勤及び時間外勤務手当などの実績に応じたもの）</li> <li>・健康診断あり</li> </ul> <p>※採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。</p> <p>※勤務日及び勤務時間については、勤務する所属課等により異なる場合があります。</p>
-----	---

#### ④応募手続き

応募期間	令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月）から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで （土日、祝祭日、閉庁日を除き、8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付）
応募方法	別紙中土佐町会計年度任用職員登録申込書兼履歴書（ホームページにも掲載）に写真を貼付し、自己 PR・本人希望記入欄に希望職種及び所属課等を明記のうえ、下記まで提出または郵送してください。資格・免許が必要な職種については、それぞれ資格の証明書等の写しが必要です。また、郵送提出の場合は「登録申込・履歴書在中」と朱書きのうえ、送付してください。（※履歴書での特技・免許・資格、本人希望欄等はできるだけ詳しく記入してください。）
履歴書等提出先	〒789-1301 中土佐町久礼 6663-1 中土佐町役場 総務課 人事給与係
注意事項	提出書類は返却しません。また、登録申込書兼履歴書に記載された個人情報については、中土佐町会計年度任用職員に係る採用選考及び任用の手続きに必要な範囲内で利用します。

#### ⑤登録選考の面接日程、会場等

面接日程及び会場	令和 7 年 3 月頃、教育委員会又は各小中学校を予定 （詳細は、後日本人宛に連絡します。）
面接内容	採用予定の所属課等の担当者による面接により、主として職務適性、コミュニケーション能力等の評価を行います。
登録から採用まで	選考の結果、合格者は令和 8 年 3 月 3 1 日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿に登載され、各所属課等で会計年度任用職員を採用する必要が生じたときに、適任者を選び採用します。

【問い合わせ先】 中土佐町役場総務課 電話番号 52-2211